

管理者・管理代行者となれる者のパターン
(平成27年度に行われる試験での合格者であって経過措置が適用される場合)

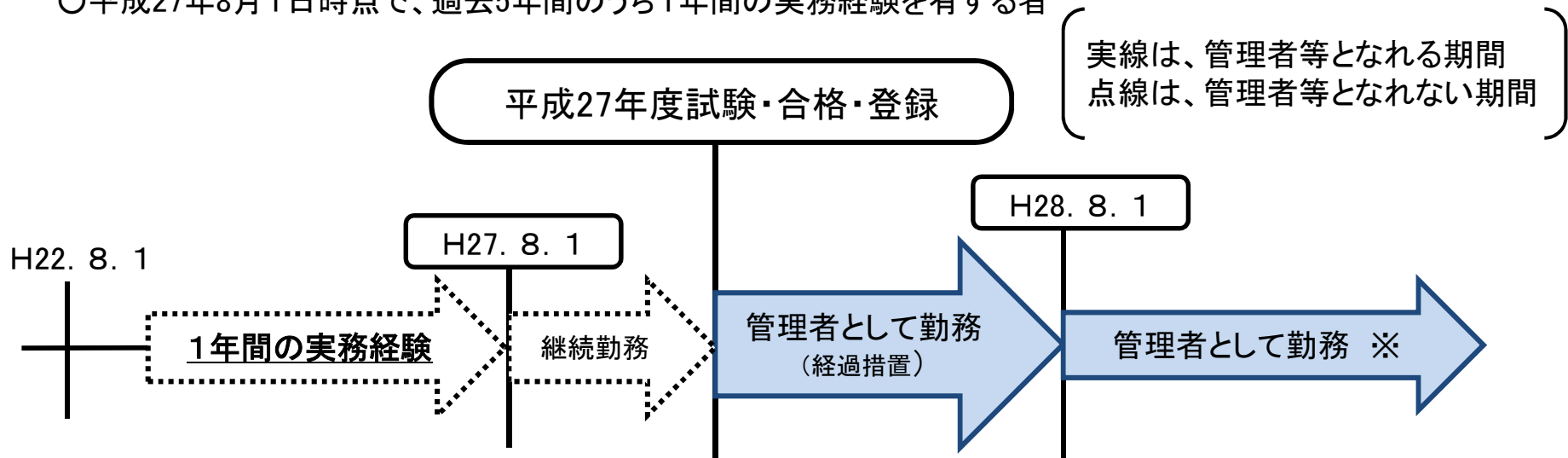
実務経験を積み始めた段階で、1年間の実務経験で管理者になれると期待していた者が、制度改正により管理者となれないことを防ぐため、平成27年度の試験合格者について、以下のような経過措置を設ける。

【経過措置の内容】

- 平成27年8月1日時点で、1年間の実務経験を有する者については、平成28年7月31日までの間は、管理者等になれる。

【経過措置が適用される条件】

- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにに行われる試験の合格者
- 平成27年8月1日時点で、過去5年間のうち1年間の実務経験を有する者



※継続して実務経験を積んだ者が、平成27年度の試験に合格し、その後も継続して勤務すれば、過去5年間のうち2年以上の経験を積むこととなるため、経過措置が切れる平成28年8月以降も管理者として勤務できる。